

平成30年度当初予算

消費税率引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費
 その他社会保障施策に要する経費

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 597,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)
 が充てられる社会保障施策に要する経費 6,365,182 千円

○社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区分	款	項	目	事業名	平成30年度 当初予算	財源内訳				
						特定財源			一般財源	
						国県 支出金	地方債	その他	社会保障財源 化分の地方消 費税交付金	その他
社会福祉	3	1	2	障害者自立支援 給付事業費	1,251,553	928,002			58,300	265,251
	3	1	3	老人福祉事務費	127,843			115,483	2,200	10,160
	3	2	1	児童福祉法 施行事務費	1,557,316	882,066		193,760	86,800	394,690
	3	3	2	生活保護費	1,050,000	790,390		1,200	46,600	211,810
	小計					3,986,712	2,600,458	0	310,443	193,900
社会保険	3	1	1	国民健康保険事業費 特別会計繰出金	178,870				32,200	146,670
	3	1	1	介護保険特別 会計繰出金	1,051,074	8,502			187,900	854,672
	3	1	3	後期高齢者 医療事業費	758,509	127,406			113,700	517,403
	小計					1,988,453	135,908	0	0	333,800
保健衛生	4	1	1	母子保健推進費	20,094				3,600	16,494
	4	1	1	地域医療費	20,685	105			3,700	16,880
	4	1	2	予防接種費	183,797			3,000	32,600	148,197
	4	1	2	健康診査費	165,441	2,303			29,400	133,738
	小計					390,017	2,408	0	3,000	69,300
合計					6,365,182	2,738,774	0	313,443	597,000	2,715,965

・引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」
 に充てるものである。

・社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための
 施策に要する経費であり、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」のいずれかに関する経費である。

・事務費、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等には充当しない。